

広島県マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定に基づくマンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 法第5条の3第1項の規定による支援法人の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載したマンション管理適正化支援法人登録申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 法人の名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 事務所の名称及び所在地

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 次の内容を記載した法第5条の4各号に規定する業務（以下「管理支援業務」という。）の実施に関する計画書
 - ア 支援法人として管理支援業務に従事させる職員の体制に関する事項
 - イ 管理支援業務を行おうとする地域と実際に管理支援業務を行う法人（支部等）の所在地に関する事項
 - ウ 支援法人として行う管理支援業務の内容及び管理支援業務を行うに当たっての具体的な方法に関する事項
- (4) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (5) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (6) 法第5条の4第1号に規定する業務に関する法人としての活動実績を記載した書面
- (7) 法第5条の4第1号に規定する業務の監督・指導を行う者がマンション管理士の資格を有することを証する書面
- (8) 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他管理支援業務の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領
- (9) 個人に関する情報の適正な取扱いその他管理支援業務の適正かつ確実な実施のため、管理支援業務に従事する職員に対して実施する研修の計画
- (10) 現に行っている全業務内容を記載した書面
- (11) マンション管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2に規定する会社の場合には、関係会社（親会社、子会社、関連会社）を明確に示す出資関係図、グループ一覧及び各全業務内容を記載した書面
- (12) 役員の氏名、住所、役職、性別及び生年月日を記載した書面（別記様式第1号）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類
- (14) マンション管理適正化支援法人登録申請に係る誓約書（様式第2号）

(15) 処分通知等の受取方法に係る意向確認書（別記様式第2号）

（支援法人の登録）

第3条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が広島県マンション管理適正化支援法人登録基準（以下「登録基準」という。）に適合すると認めるときは、申請者を支援法人として登録することができる。

2 知事は、申請者を支援法人として登録した場合は、マンション管理適正化支援法人登録通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（登録の更新）

第4条 前条第1項の規定による登録の有効期間は、当該登録の日から起算して5年とする。

2 支援法人は、引き続き登録を受けようとする場合においては、登録の有効期間の満了の2か月前から1か月前までの間に登録の更新をしなければならない。

3 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

4 登録を更新するときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年とする。

（登録事項の変更）

第5条 支援法人は第2条第1項の内容に変更が生じたときは、名称等変更届出書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 支援法人は、前条第1項に定める期間において、第2条第2項第1号から第13号に掲げる書類のいずれかの内容に変更があったときは、その変更に係る書類を知事に提出しなければならない。（様式第5号）

（業務の休止又は廃止）

第6条 支援法人は、その業務を休止し、又は廃止するときは、直ちに業務休廃止届出書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（事業の報告）

第7条 支援法人は、事業年度開始前、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を知事に提出しなければならない。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を知事に提出しなければならない。

（改善命令）

第8条 知事は、法第5条の8第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(登録の取消し)

第9条 知事は、法第5条の8第3項の規定に該当したとき又は登録基準に掲げる要件に該当しないこととなったときは、第3条の規定による登録を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により登録の取消しを行う場合は、登録取消書(様式第7号)により当該支援法人に通知するものとする。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

マンション管理適正化支援法人登録申請書

年 月 日

広島県知事 様

法人の住所又は主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者の氏名

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定に基づき、マンション管理適正化支援法人の登録を受けたいので、広島県マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱第2条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 申請種別： 新規 更新 ※該当する□にレ印を記入してください。
- 2 (1) 法人の名称：
(2) 代表者の氏名：
- 3 法人の住所：
- 4 事務所の所在地：
- 5 添付書類：
- (1) 定款
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 法第5条の4各号に規定する業務の実施に関する計画書
 - (4) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
 - (5) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - (6) 法第5条の4第1号に規定する業務に関する法人としての活動実績を記載した書面
 - (7) 法第5条の4第1号に規定する業務の監督・指導を行う者がマンション管理士の資格を有することを証する書面
 - (8) 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他管理支援業務の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領
 - (9) 個人に関する情報の適正な取扱いその他管理支援業務の適正かつ確実な実施のため、管理支援業務に従事する職員に対して実施する研修の計画
 - (10) 現に行っている全業務内容を記載した書面
 - (11) マンション管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2に規定する会社の場合には、関係会社（親会社、子会社、関連会社）を明確に示す出資関係図、グループ一覧及び各全業務内容を記載した書面
 - (12) 役員の氏名、住所、役職、性別及び生年月日を記載した書面
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類
 - (14) マンション管理適正化支援法人登録申請に係る誓約書
 - (15) 処分通知等の受取方法に係る意向確認書

様式第2号（第2条関係）

マンション管理適正化支援法人登録申請時に係る誓約書

年 月 日

広島県知事 様

法人の住所又は主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者の氏名

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定に基づき、マンション管理適正化支援法人の登録を申請するに当たり、次の事項を誓約します。

（誓約事項）

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。
- 2 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ・未成年者（又は未成年者の法定代理人が次のいずれかに該当する者）
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・拘禁以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ・心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
 - ・暴力団員等
 - ・法に規定する罪を犯して刑に処され、その執行を終わり、又はその執行を受けなくなった日から2年を経過しない者
- 3 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他管理支援業務の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を策定するとともに、個人に関する情報の適正な取扱いその他管理支援業務の適正かつ確実な実施のための研修の計画を策定し、これに基づいて管理支援業務に従事する職員に対して研修を実施すること。

- 4 当法人が支援法人として管理支援業務を実施している期間において、当法人が管理支援業務を行う当該管理組合、管理者等（区分所有者を含む。以下同じ。）を相手方として管理支援業務を適正に実施するため、支援法人が管理支援業務以外で行う業務として適さない業務（以下「管理支援外業務」という。）を行わないこと。
- 5 当法人が支援法人として管理支援業務を実施している期間において、当法人が管理支援業務を行う当該管理組合、管理者等を相手方として、当法人に所属する役員の兼任先の法人が管理支援外業務を行わないこと。
- 6 当法人が支援法人として管理支援業務を実施している期間において、当法人に所属する会員事業者等をあっせんする場合には、当法人が支援法人として管理支援業務を行う管理組合、管理者等を相手方として、管理支援外業務を行わないこと。
- 7 支援法人及び所属する会員事業者等関係者は取得した管理組合又は管理者等に係る情報を本業務以外の目的で利用せず、本人の同意を得た場合を除き、第三者に提供しないこと。
- 8 支援法人及び所属する会員事業者等関係者は、法第5条の4第1号又は第2号に掲げる管理支援業務を行うに当たって知り得た秘密について、秘密の保持を行うとともに、管理支援業務を行わないこととなった場合や管理支援業務の終了時に、適切な方法により廃棄すること。

様式第3号（第3条関係）

マンション管理適正化支援法人登録通知書

年 月 日

法人の名称
代表者の氏名 様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町10-52
住宅課 印

○年○月○日付けの申請については、審査の結果適正であるので、広島県マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱第3条第1項の規定に基づき、次のとおりマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第1項に規定するマンション管理適正化支援法人として登録します。

記

- 1 申請種別： 新規 更新 ※該当する□にレ印を記入してください。
- 2 登録年月日：
- 3 登録番号：
- 4 法人の名称：
- 5 代表者の役職及び氏名：
- 6 法人の住所：
- 7 事務所の所在地：

・事業報告として広島県マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱第7条に基づき、事業年度開始前、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を提出すること。また、事業年度終了後、事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を提出すること。

名称等変更届出書

年 月 日

広島県知事 様

法人の住所又は主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者の氏名

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第3項で定める事項に次のとおり変更がありましたので、同条第4項及び広島県マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱第5条第1項の規定に基づき届け出ます。

変更予定年月日 年 月 日

変更する事項

法人の名称

住所又は代表者の氏名

支援法人が管理支援業務を行う事務所の所在地

変更前

変更の内容

変更後

※該当する□にレ印を記入してください。

様式第5号（第5条関係）

マンション管理適正化支援法人登録申請書に係る添付書類変更届出書

年 月 日

広島県知事 様

法人の住所又は主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者の氏名

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第5条の3の規定により登録を受けた当法人については、次に掲げる内容に変更がありましたので、広島県マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱第5条第2項の規定に基づき届け出ます。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 法第5条の4各号に規定する業務の実施に関する計画書
- (4) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照
- (5) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (6) 法第5条の4第1号に規定する業務に関する法人としての活動実績を記載した書面
- (7) 法第5条の4第1号に規定する業務の監督・指導を行う者がマンション管理士の資格を有することを証する書面
- (8) 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他管理支援業務の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領
- (9) 個人に関する情報の適正な取扱いその他管理支援業務の適正かつ確実な実施のため、管理支援業務に従事する職員に対して実施する研修の計画
- (10) 現に行っている全業務内容を記載した書面
- (11) マンション管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2に規定する会社の場合には、関係会社（親会社、子会社、関連会社）を明確に示す出資関係図、グループ一覧及び各全業務内容を記載した書面
- (12) 役員の名、住所、役職、性別及び生年月日を記載した書面
- (13) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類面

※該当する□にレ印を記入してください。

様式第6号（第6条関係）

業務休廃止届出書

年 月 日

広島県知事 様

法人の住所又は主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者の氏名

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第5条の3の規定により登録を受けた、マンション管理適正化支援法人としての業務を休止・廃止するので、法第5条の7第1項及び広島県マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱第6条第1項の規定により届け出ます。

休止・廃止年月日 年 月 日

（休止・廃止のいずれかに○）

休止又は廃止の理由

様式第7号（第9条関係）

登録取消書

年 月 日

法人の名称
代表者の氏名 様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
住宅課 印

広島県マンション管理適正化支援法人の登録等に関する事務取扱要綱第9条第1項の規定に基づき、次の理由により、マンション管理適正化支援法人の登録を取消します。

登録取消年月日 年 月 日

登録取消の理由